

第29期国立市公民館運営審議会答申

現代の地域社会に求められる公民館の事業について

第29期国立市公民館運営審議会

2014年8月29日

目 次

はじめに	1
1. 近年における環境変化	2
(1) 人口統計にみる近年の変化	2
(2) 市民の暮らしの変化	4
2. 国立市の課題	10
(1) 市の将来像	10
(2) 将来像を実現するための4つの視点	11
(3) 6つの課題	11
3. 国立市公民館の課題	11
(1) 新たな課題への対応	12
(2) 時代は変わっても、変わらない課題への対応	12
(3) 情報化社会への取り組み	12
4. いかなる事業を、いかに展開していくか	13
(1) 新たな課題への対応	13
(2) 時代は変わっても、変わらない課題への対応	18
(3) 情報化社会への取り組み	22
5. 公民館事業拡充の前提としての条件整備	26
(1) 公民館の増設	27
(2) 職員の増員、専門性の強化	28
おわりに―公民館の基本姿勢のあり方―	29

<参考資料>

「第29期国立市公民館運営審議会に対する諮問について」

「答申 提言一覧」

はじめに

2013年3月、第29期公民館運営審議会の第5回定例会において、公民館長から「現代の地域社会に求められる公民館の事業について」諮問がありました。諮問の背景には、近年の社会状況が大きく変化し、地域的なつながりやコミュニティの希薄化が進んでおり、そうした時代状況のもとで公民館事業のさらなる発展が求められている、という認識があります。

諮問を受けて、公民館運営審議会では、2013年5月の第7回定例会から検討を始めました。はじめは、諮問の背景等についての公民館長への質疑・確認が行われました。そこで、諮問で例示されている検討項目に限らず、各委員が「国立市公民館がこれから取り組むべき事業のあり方・課題」について、自由に意見を出し合って討議しました。そうした中で、次第に答申の骨組みのイメージが共有されてきました。

そこで、2013年12月の第14回定例会で、答申の骨子（案）を作り、その前段部分（近年における環境変化等）については、委員長と副委員長が共同して文章を作成する、核心となる部分（これからの公民館事業のあり方）については、課題を3つに分け、3つの小委員会を設けて各委員がいずれかの小委員会に入ってその内容を検討し文章化する、という方針を決定しました。

2014年に入ってから、小委員会での検討→定例会での質疑・意見交換→小委員会へ持ち帰っての再検討→定例会での質疑・意見交換、を何度か繰り返しました。さらには、そうした検討を経て各委員会が作成した文案と、委員長・副委員長が作成した前段部分とまとめの部分の文案とを統合して、それを定例会で検討しました。

最終的に、2014年8月の第22回定例会で文案を決定してこの答申ができあがりました。この答申が、これからの国立市公民館の事業展開に生かされることを期待します。

なお、答申の作成に当たっては、公民館職員の方々に、資料の提供、小委員会での助言等、大変お世話になりました。心からお礼申し上げます。

2014年8月29日

第29期国立市公民館運営審議会（五十音順）

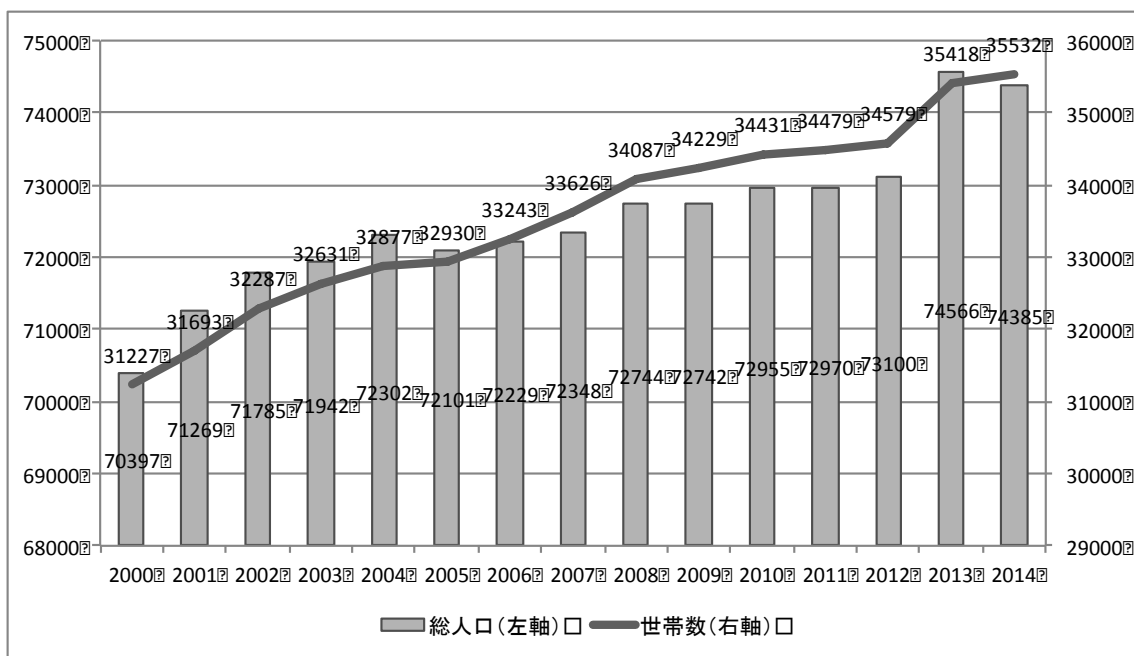
石井 直美	志村 泰宏
岩知道 浩子	杉野 聖子
大井 利雄	丹野 春香
長田 利信	戸井田 展
佐藤 節子	間瀬 英一郎
佐藤 ミエ	山田 哲也（副委員長）
鮫島 恭江	山家 悠紀夫（委員長）
志賀 明	

1. 近年における環境変化

現代の地域社会に求められる公民館の事業について考えるためには、現状の把握が不可欠です。以下では統計資料等をもとに、国立市公民館が、近年どのような環境の変化を経験しているのかを押さえることにします。

(1) 人口統計にみる近年の変化

住民基本台帳をもとに、2000年以降の国立市の世帯数と人口の推移を確認してみましよう（図表1）。



図表1 国立市の世帯数と人口の推移（2000年～2014年：住民基本台帳）

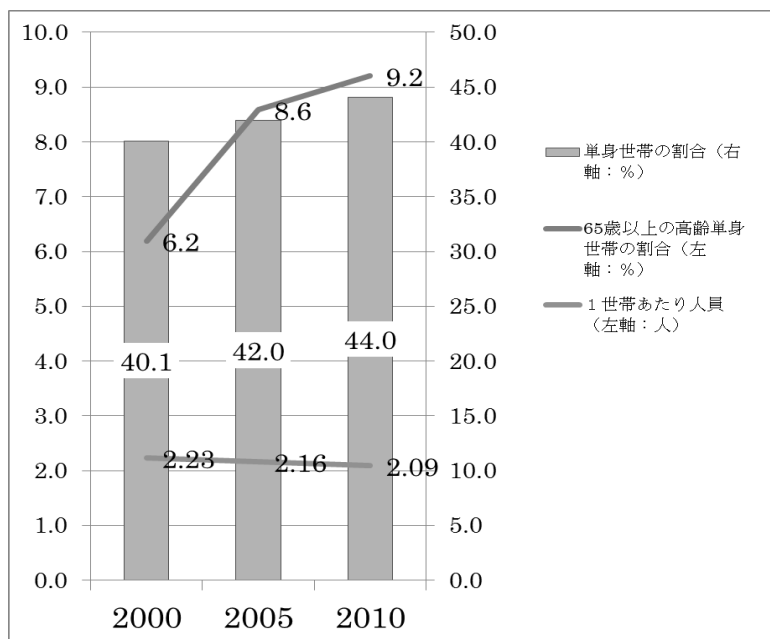
年によって若干の増減はあるものの、人口・世帯数ともに増加傾向にあることがわかります。2000年～2014年の間に増加した人口は3,988人で、2000年から6%増えています。他方で世帯数は4,305世帯・約14%の増加と人口と比べて増加数が多く、世帯あたりの人員が減っていることがうかがえます。

この点をもう少し詳しくみてみましょう。図表2は、国勢調査データをもとに国立市の状況変化を見たものです。

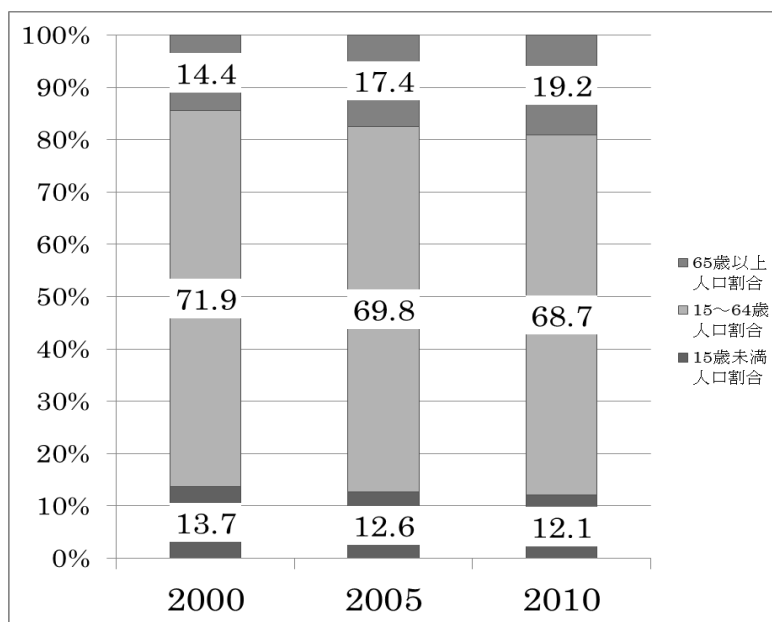
単身世帯の割合をみますと、2000年は40.1%、2005年は42.0%、2010年は44.0%と増加傾向にあり、その影響で1世帯あたりの平均人員も2000年の2.23人から2010年の2.09人へと減少しています。他方で、全世帯に占める65歳以上の高齢単身世帯の割合は増加傾

向にあり、その値は 6.2%から 9.2%に増加しています。

また、単身世帯に占める高齢世帯の割合は 2000 年→2005 年→2010 年で 15.4%→20.4%→20.9%と変化しています。単身世帯の 5 分の 1 を高齢世帯が占める状況を生み出しているのは、少子高齢化の進行です（図表 2・3）。



図表 2 国立市の単身世帯・高齢単身世帯の割合と、1世帯あたり人員の推移（国勢調査）



図表 3 国立市の年齢別人口割合の推移（国勢調査）

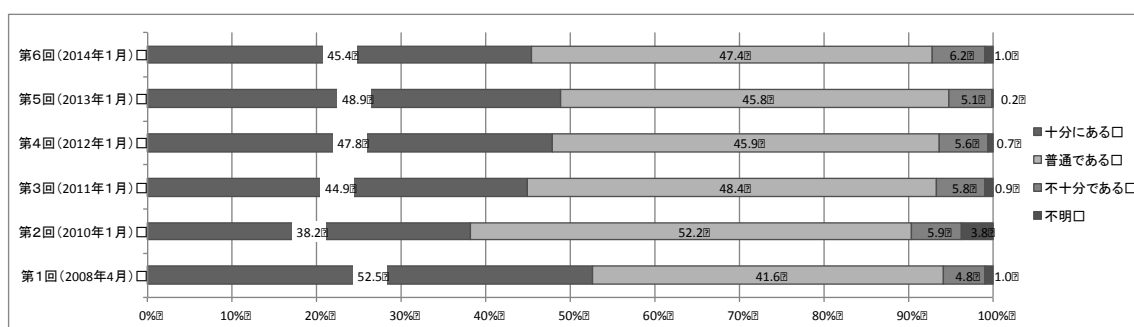
単身世帯の増加は、必ずしも孤立化の進展を意味するわけではありません。しかしながら、高齢単身世帯の増加傾向は今後も続くことが予想されますので、高齢者が安心して暮

らせるまちづくりのために、市民同士の横のつながりをより充実させる方策が求められます。

(2) 市民の暮らしの変化

① 自然環境の変化

国立市の人口は増加傾向にありますが、そのなかで自然環境はどのように変わったのでしょうか。まず、市民の意識の変化から、この点を検討してみることにしましょう。



図表 4 国立市市民意識調査「みどりが十分あるまちだと思いますか？」への回答結果 (2008年～2014年)

図表 4 は 2008 年から実施されている市民意識調査の結果をもとに作成したものです。第 1 回調査のみ調査時期が異なるため、他の回と異なる傾向が出ている可能性があることに留意する必要がありますが、第 2 回調査以降は「十分にある」と答える割合が増加し、直近の調査ではその割合がやや低くなるものの、半数に近い市民がそのような考えています。少なくとも市民の意識において、国立市は自然豊かな街だと認識されているようです。

次に、若干の統計数字を見てみましょう。図表は省略しますが、国立市生活環境部環境保全課が出している『国立の環境』（2012 年度版）報告書では、主要交差点及び道路の大気汚染状況の経年変化が示されており、「どの地点も年度によるばらつきがあるものの、横ばいもしくはやや減少傾向を示しています」（同報告書 14 頁）と結論づけています。大気中のダイオキシン類についても、調査開始以降（1999 年度以降）、環境基準を上回る地点はないことが明らかにされています（18 頁）。

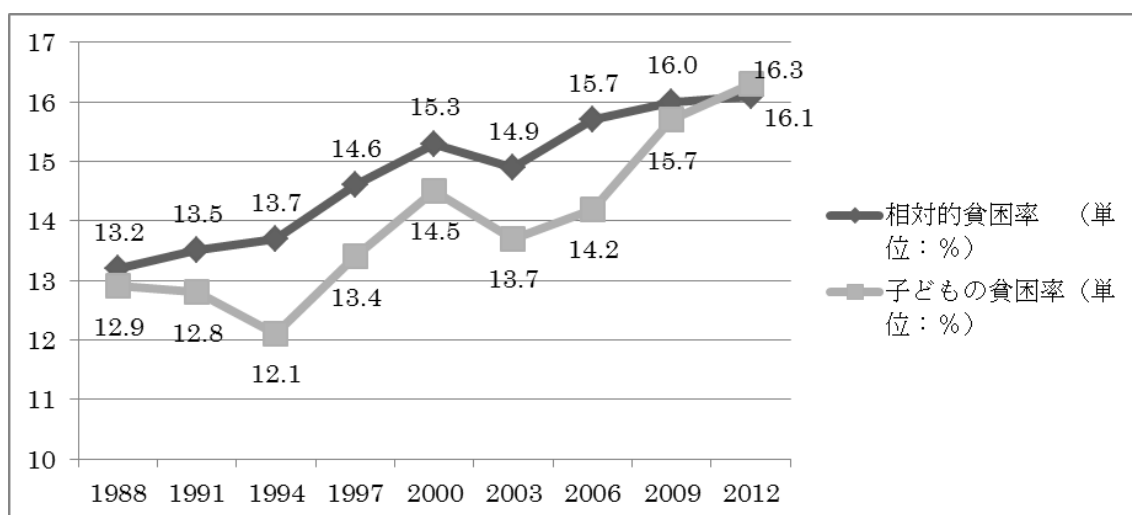
水質汚濁の経年変化についても、浮遊物質質量に変動があるものの（ただし単調増加ではありません）、他の物質や水質の状況はほぼ横ばいで推移しています（23 頁）。これらのデータは、国立市ではおおむね良好な自然環境が維持されていることを示すものです。これまでの取り組みを継続し、今後もよりよい自然環境を保持されることを期待したいものです。

他方で、自然環境の多様性や緑地の豊かさという観点からみますと、国立市の現状にはいくつかの課題があります。やや古いデータになりますが、2003年に制定された『国立市緑の基本計画』では、1974年・1987年・1997年時点の植生自然度を比較すると「徐々に低い自然度に移行しており、自然環境は悪化する傾向にある」ことが指摘されています（同計画8頁）。さらに『緑の基本計画』では、2002年度の国立市の緑被率が26%・市民一人当たり都市公園面積が多摩地域で22番目（下から5番目）と、緑地が十分に確保されていない状況が重点的な課題と捉えられていました。2022年までの展望を示した同計画を着実に推進することが求められています。

②生活の苦しい人の増加

経済的な状況の変化についてはどうでしょうか。まず、全国データを見てみましょう。

2011年に、厚生労働省は「国民生活基礎調査」のデータをもとに、OECD基準（等価可処分所得の中央値の50%未満）による貧困率を算出・公開しました（図表5）。

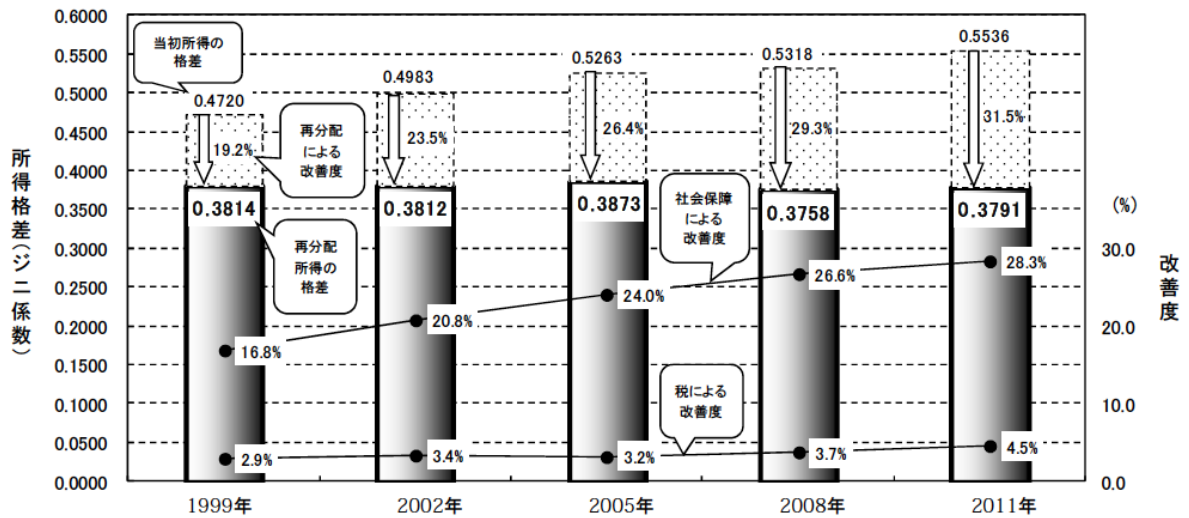


図表5 日本の相対的貧困率（全世帯）と子どもの貧困率

どちらの指標も増加傾向にあり、生活の苦しい人が増えていることがわかります。

貧困指標のみならず、格差の指標である「ジニ係数」（0から1の間の値をとり、数値が大きいほど格差が大きいことを意味します）を見ましても、その傾向がうかがえます。

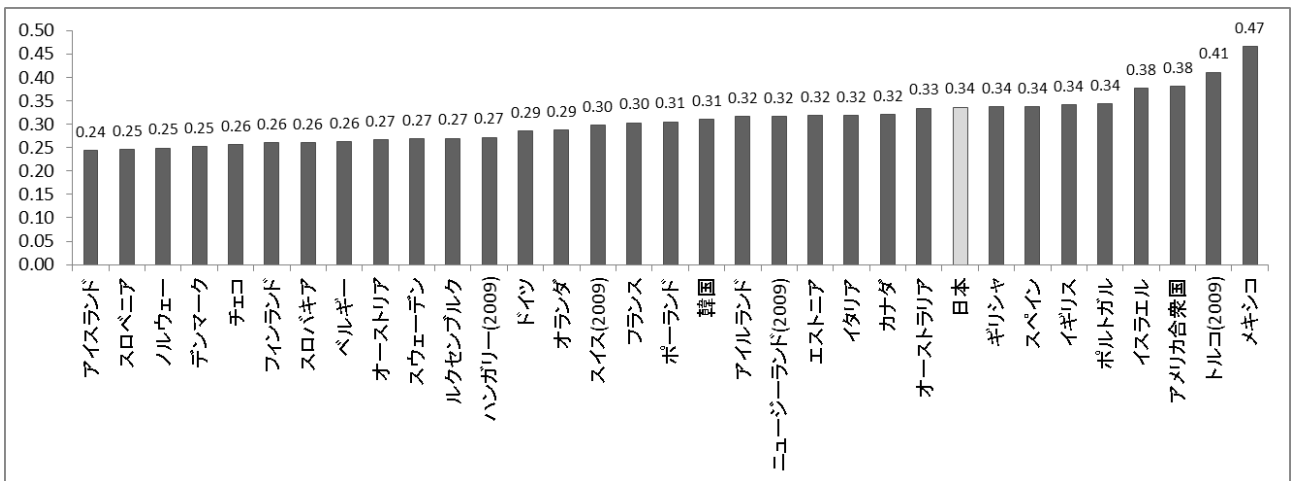
図表6に示すように、当初所得のジニ係数は上昇傾向にあり、所得再分配後の係数は、年金等社会保障支出の増加によって一定水準に抑制されてはいますが、それでも2008年から2011年にかけては上昇しています。また、各国間のジニ係数を比較したOECDの統計（2010年、格差の小さい順に並べた統計、図表7）を見ますと、日本は加盟34ヶ国中25位に位置しており、かなり格差の大きい国になっています。格差是正が課題となっていると言えるでしょう。



注: 1999年の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。

図表 6 日本のジニ係数の変化

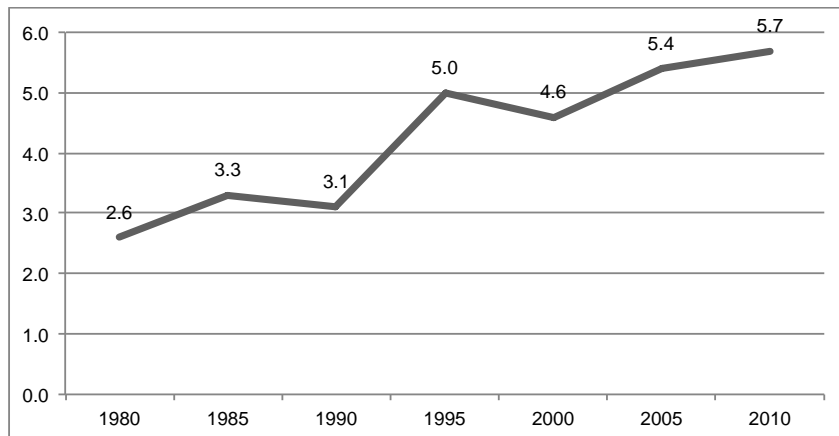
(厚生労働省『平成 23 年所得再分配調査報告書』2013 年：6 頁)



図表 7 各国のジニ係数【再分配後の可処分所得：2010 年、OECD】

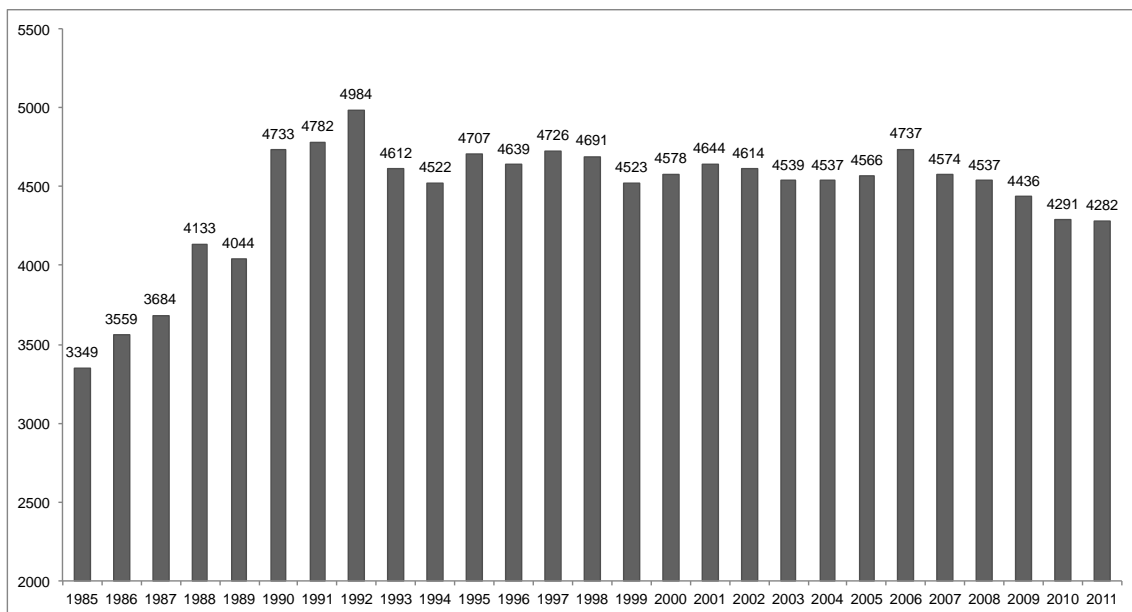
(OECD の統計データをもとに作成。一部の国は 2010 年以外の直近のデータを使用している)

これらの資料は国内・各国間の格差を示すものですが、国立市においても同様の状況がみられることが推察されます。この点に関連する指標として、国立市における完全失業率の推移をみますと、1990 年代半ばから失業率が急上昇し、その後も上昇傾向にあることがわかります (図表 8)。



図表 8 国立市の完全失業率の推移【単位は%】
 (「国勢調査」データをもとに作成)

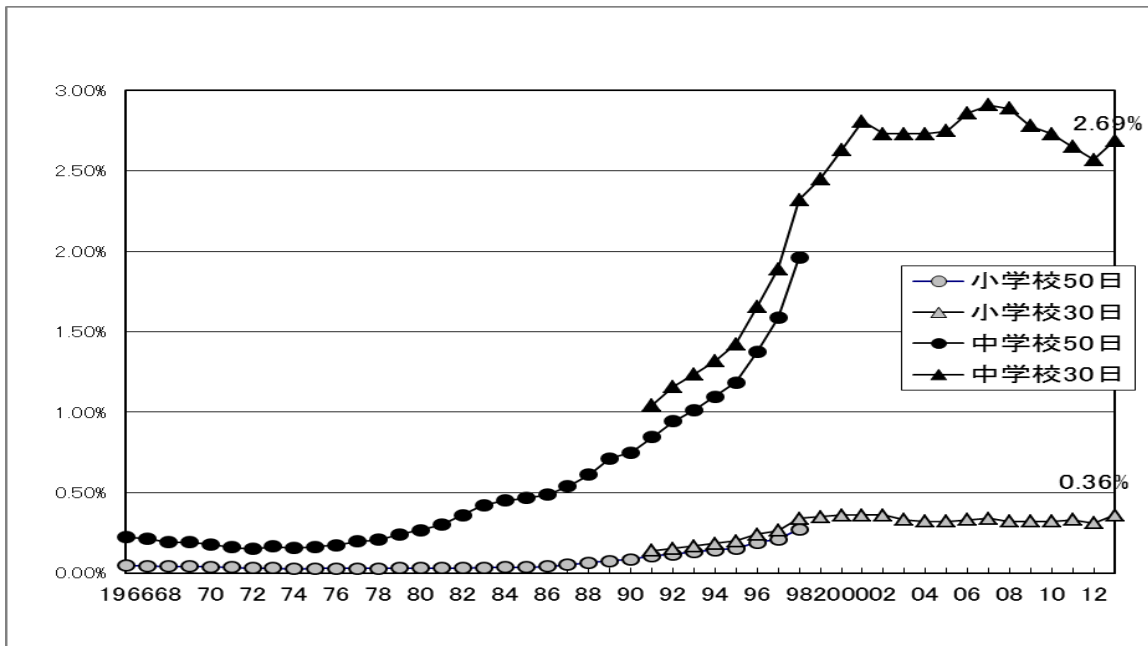
また、所得水準の変化をみるために、納税義務者 1 人あたりの課税対象所得額の推移をみますと、1992 年をピークに、細かな増減をくり返しながら全体としては減少する傾向にあることがわかります(図表 9)。これらのことから、国立市においても、日本経済の長期的な停滞に伴い、生活の苦しい人が増加していることが予想されます。



図表 9 国立市の納税義務者 1 人あたり課税所得額【単位は千円】
 (「市町村税課税状況等の調」データをもとに作成)

③子ども、若者を取り巻く状況の変化

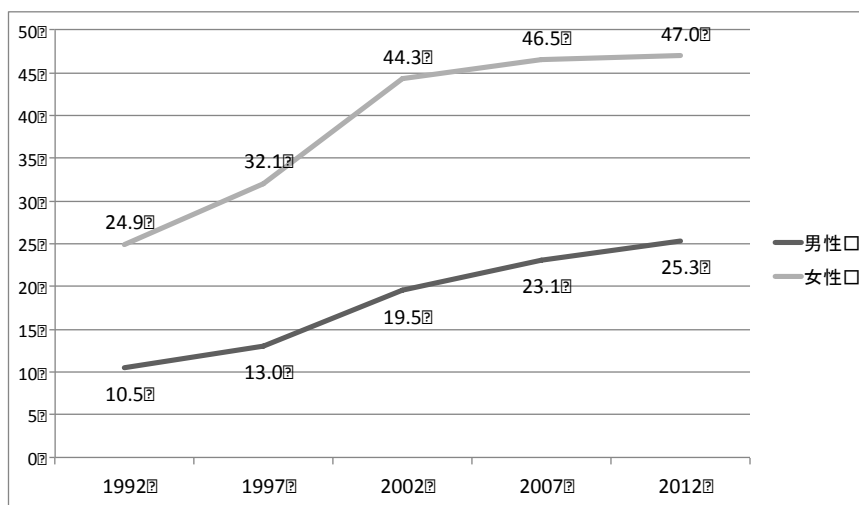
子ども・若者が伸びやかに成長し、社会的な役割を担う道筋についても、いくつかの課題を見いだすことができます。



図表 10 日本全国の不登校児童生徒・出現率の推移 (1966～2013年度：学校基本調査)

再び、全国データを見ます。図表 10 は不登校児童生徒の出現率の年次推移を示したものです。1990年代に不登校の子どもたちの出現率が急増し、2000年代以降は横ばいないし微減傾向にあるものの、過去と比べると高止まりしている状況が継続しています。学校に行かない・行けないことが必ずしも問題だというわけではありませんが、このデータは、今日の学校教育制度が子どもたちの個別のニーズに十分に答えていない側面があることをうかがわせます。

また、近年、全従業員に占める非正規従業員の割合が著しく増加しており (図表 11)、社会に旅立つ若者の就業状況が厳しくなっていることをうかがわせます。

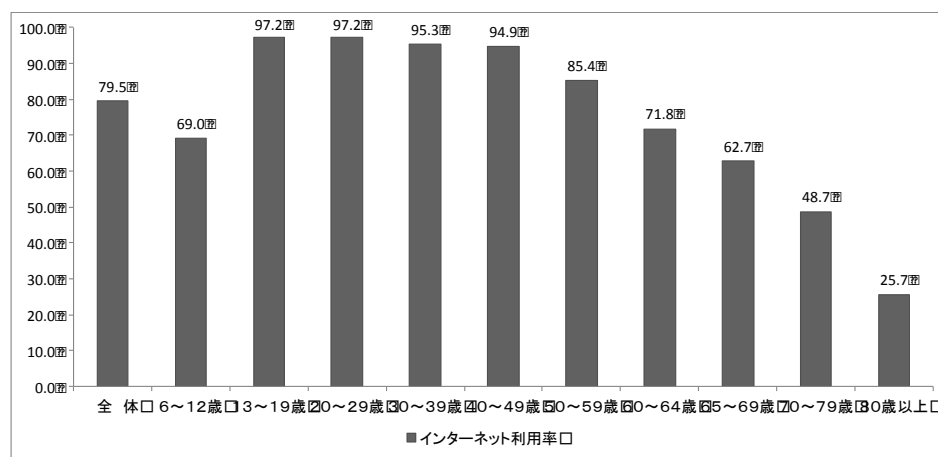


図表 11 日本全国の男女別・非正規職員／従業員割合の推移 (就業構造基本調査)

これらのデータは全国レベルのものですが、国立市でも同様の状況が進行していることが予想されます。今後の公民館の事業のあり方を考える際には、社会のなかで周辺化されている子ども・若者を支援するという社会的な課題をふまえる必要があります。

④情報化のさらなる進展

1990年代半ばからインターネットの利用者が急速に増加し、今日では国民の約8割がインターネットを利用するまでに至っています（図表12）。



図表12 日本全国の年齢別インターネット利用率（総務省・通信利用動向調査2012年版）

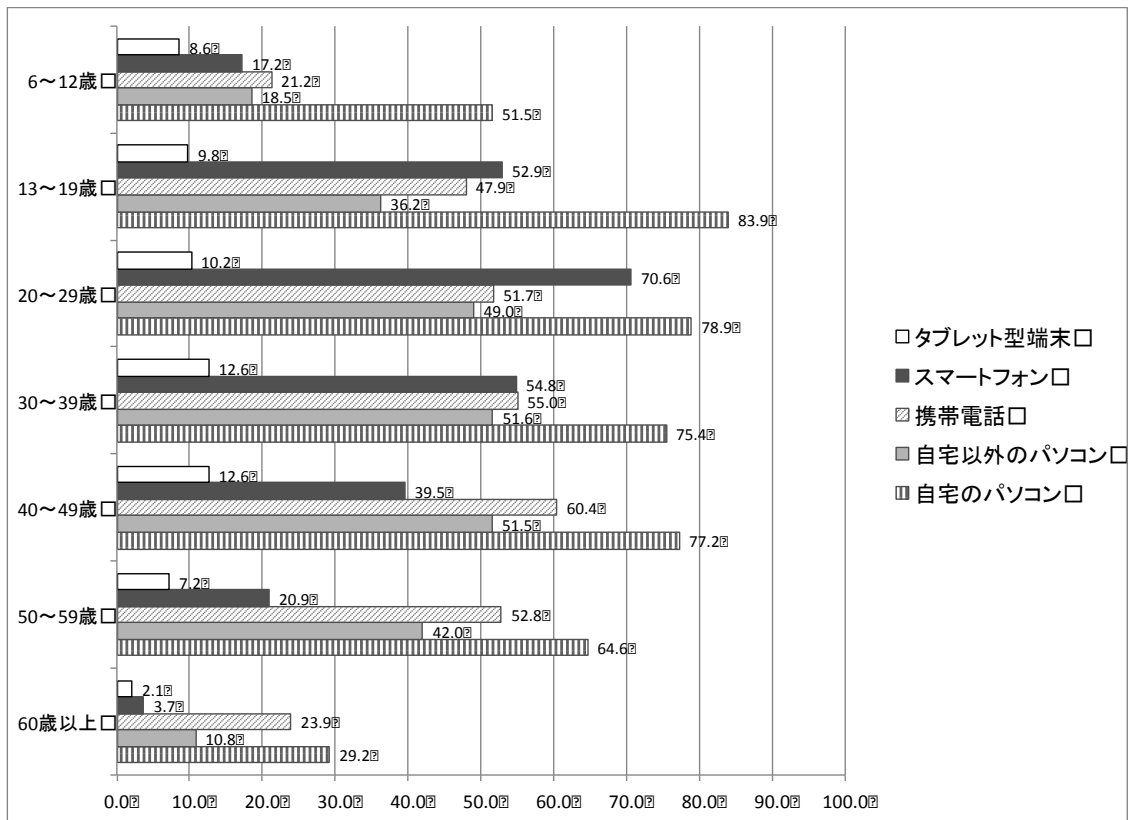
図表12に示す通り、10歳代～40歳代の利用率は9割を超え、70歳代の2人に1人、80歳以上の高齢者も4人に1人がインターネットを利用する状況になっています。

この調査で見ますと、どの世代もインターネットに接続する手段として「自宅のパソコン」を選ぶ割合が最も高くなっています（図表13）。なお、20歳代ではスマートフォンによる接続率が携帯電話を大きく超えて自宅のパソコン（78.9%）に次ぐ値（70.6%）を示しています。若い世代では、情報通信機器を常に持ち歩き、いつでも・どこでもインターネットに接続できる環境が整っていることがこれらの結果からわかります。

近年の情報化にみられる特徴として指摘できることは、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、相互にやりとりする「ソーシャルメディア」が急速に普及する動きです。

通信利用動向調査によれば、2012年末時点の20歳以上のソーシャルメディア利用率は39%と4割近い値を示しています。

これを年齢別に比較しますと、20歳代で58.1%、30歳代51.7%、40歳代42.6%、50歳代29.2%、60歳以上では13.2%と、現時点では50歳代以降の利用率はそれほど高くありませんが、時代の流れもあり、中高年のソーシャルメディア利用率はこれから高まることが予想されます。



図表 13 日本全国の年齢別・インターネット接続方法（通信利用動向調査 2012 年版）

今後の公民館の事業を考える際には、このような情報通信環境の変化にも目を向けていく必要があるでしょう。

2. 国立市の課題

こうした環境変化の下で、国立市は、市の将来像をどのように描き、その実現のために何が課題であると捉えているのでしょうか。

「国立市総合基本計画」における「第四期基本構想（2006～2015）」（以下、「基本構想」）、及び「第2次基本計画（2011～2015）」（以下、「基本計画」）を見てみましょう。

（1）市の将来像

「基本構想」は市の将来像を次のように描いています。

- ・人びとのつながりを大切にし、互いを認めあい、ともに暮らしています
- ・子どもたちが遊び、お年寄りがまちで暮らす風景があります
- ・季節の風を感じ、豊かな文化との関わりがあります

(2) 将来像を実現するための4つの視点

上記の将来像に続けて、その将来像を実現するための視点として、「基本構想」は次の4つを示しています。

- ・ひとを育てる、守る（教育、子育て・子育で、福祉、文化）
- ・ひとが生きる、暮らす（生活、健康、平和と人権）
- ・まちをつかう（産業、道路、環境、公共施設、防災）
- ・まちをつくる（景観、自然、都市環境）

(3) 6つの課題

この「基本構想」の下に策定された「基本計画」は、構想実現のための施策として32の施策を掲げるとともに、課題として次の6つを抽出しています。

- ・コミュニティの再生
- ・高齢者・しょうがいしゃ・子どもが住みやすいまちづくり
- ・国立ブランドの向上
- ・地球温暖化等への環境対策
- ・まちづくりを担う人材の育成
- ・適“財”適所

こうして市の「基本構想」「基本計画」を見てきますと、ここに示された将来像の実現に向けて、また、課題の解決に向けて、国立市公民館がきわめて大きな役割を果たすことのできる存在であるとわかります。

3. 国立市公民館の課題

次に、国立市公民館の課題について考えましょう。

以下では、まず、①近年の環境変化をふまえ、また、市の「基本構想」「基本計画」を念頭に、「現代の」国立市公民館の事業に何が求められているかを考えます（「新たな課題への対応」）。

ただし、国立市公民館の役割は①に止まるものではないでしょう。そこで、②公民館の本来の役割を振り返って、「そもそも」公民館事業に何が求められているかも考えることにします（「時代は変わっても変わらない課題への対応」）。

また、近年の情報環境の大きな変化をふまえ、国立市公民館も、この変化に対応して、情報の受信・発信について一層の充実を図っていくことが必要です。そこで、③情報の受信と発信をどう充実させていくかを考えることにします（「情報化社会への取り組み」）。

(1) 新たな課題への対応

近年の環境変化について、また、市が課題として重視していることについては、先に述べました。それらをふまえて、国立市公民館として取り組むべき課題は数多くあります。

それらのなかでも、とりわけ以下の 6 点については、国立市公民館が重視して、急ぎ対応すべき課題です。

- ①若者の悩みに応える場づくり
- ②高齢者が生きがいを得られる場づくり
- ③孤立した人々を結びつける場づくり
- ④市政の課題に、市民の目線で取り組む
- ⑤子どもとの接点の拡大
- ⑥災害への対応

(2) 時代は変わっても、変わらない課題への対応

第 26 期公民館運営審議会（以下、公運審）は、中間答申「国立市社会教育の中核としての公民館の基本的あり方（計画）」（2008 年 10 月）の中で、公民館の基本的役割として、以下の 6 点を挙げています。

- ・市民の学習権を保障する
- ・主権者としての意識と力量を形成する
- ・人や団体のつながりをつくる
- ・世代間の交流をすすめる
- ・地域の文化の拠点
- ・市民活動を支援する

この 6 つの役割は、そもそも、戦後、全国各地に公民館がつくられた原点ともいえる役割であり、また、国立市公民館が、開館から 60 年近くの歴史の中で作り上げ、大切にしてきた役割でもあります。国立市公民館は、「時代は変わっても変わらない課題」として、これらの役割を重視して対応すべきです。

これらの役割から導きだされる課題のいくつかは、前記「新たな課題」と重なります。その部分を除いてみますと、以下の点が重要です。

- ①市民の学習意欲に応える（政治・経済・社会等のさまざまな問題の本質を探る）
- ②市民の主権者としての意識、力量の形成に貢献する
- ③地域文化の育成に取り組む
- ④市民活動を支援する

(3) 情報化社会への取り組み

公民館の事業を企画するにあたっては、現代の世界、日本、そして地域の政治・経済・社会・人々の暮らし等の動向を的確に捉え、その中から問題を析出し、その問題を事業化

していく能力や努力が必要です。それと同時に、地域の人々や公民館の利用者のニーズを捉え、その要求に応じていく努力も欠かせません。

一方で、企画した公民館事業をより多くの人に伝え、その参加を得るためには、事業の内容を、さまざまな手段をうまく使って広く市民に伝えていく必要があります。

これら、①情報の受信、②情報の発信については、これまでも国立市公民館、そしてその職員が日夜努力してきたところです。そのうえで、さらに今日において何をなすべきか、近年の情報技術の発展をふまえて見直し、一層の充実を図る必要があります。

4. いかなる事業を、いかに展開していくか

(1) 新たな課題への対応

前記「3. 国立市公民館の課題 (1) 新しい課題への対応」に掲げた①～⑥には、どのような事業が必要でしょうか。以下、順に考えていきます。

① 若者の悩みに応える場づくり

国立市公民館では、早い時期から「青年室活動」をとおして、10代後半～30歳代までの若者の社会参加活動を促進してきました。同じ若者同士がしょうがいのあるなしの隔たりなく活動をつくる中で、「喫茶わいがや」や青年教室を展開し、今も継続していることは、国立市公民館独自の取り組みとして、全国からも注目されてきました。

一方で、現代社会においては価値観や生き方の多様化から、若者が求めること、問題として抱えることも個別化・多様化しています。国立市には、現在若者問題に特化した専門相談機関は特にありません。若者の社会参加活動の拠点にできる公的な施設は、現在のところ公民館しかないというのが現状です。国立市公民館が果たすべき役割は大きいと考えます。

若者にとって「社会的自立」は今も昔も変わらない課題ですが、近年特に「自立」の根本となる経済的自立に直結する就労に向けた支援は、次世代育成の全国的な課題となっています。国立市でも、公民館主催の講座事業（若者がもっと生きやすくなる社会に向けて）の他、市の他機関でも社会を明るくする運動の講演会（今、子どもたちが求めているもの）、産業振興課の就活セミナーなど、積極的な取り組みがなされています。

その中で、今必要とされているのは、1) 社会との接点が持ちにくい若者に対する個別的な直接支援であり、2) 社会との接点の提供と人間関係形成力の育成、そのための基礎的な知識・スキルの向上、3) 段階をふまえた社会経験の機会提供と社会人としての意識形成、そして4) 自立に向けた就労支援です。このうち、多くの人が集い、地域の資源とも連携できる教育機関として、公民館は特に2) 及び3) の部分でその機能を発揮することができます。現在、国立市公民館では現代の若者の悩みに応える学習活動として、「自立に課題を抱

える若者の社会参加支援事業」の取り組みを始めています(文部科学省の委託事業)。また、青年講座で非正規労働やブラック企業問題をテーマとして取り扱ったり、「図書室のつどい」においても、「難民高校生 - 若者が夢や希望をもてる社会とは - 」と題した講演を実施したり、新しい角度からの事業展開も行っています。

一方で、社会的自立に困難を抱える若者は、特に抱える課題の個別性が高く、そこに向き合う姿勢を必要とします。公民館職員が「若者支援」としてその個別支援を担うかどうかは別に議論されなければなりません。一方社会との接点を持てる段階に入ったときに、活用できるような事業を準備しておくことは重要です。そのためにも、しょうがいしゃや情報弱者、ニートやひきこもりと称される人々を包括的に対象とした事業展開が必要です。

これらをふまえ、以下の視点からの事業展開を提案します。

- i) 社会的自立に困難を抱える若者が、社会との接点を持ち始める途上段階で活用できる事業(安心して人間関係を作っていける青年室事業等)を拡充する。
- ii) 社会的自立のために必要な基礎的な学習と安心して人間関係の形成を学べる場と機会を提供する(例:若者学習室)。
- iii) 就労のための準備学習の機会を用意する(例:地域におけるインターンシップ)。
- iv) 当事者である若者を取り巻く家族を支援する。
- v) 地域における若者支援者を育成する事業を検討する。

② 高齢者が生きがいを得られる場づくり

超高齢社会の現代においては、健康でさまざまな能力、知恵を持った市民として活躍している高齢者が多数存在します。職場を退き、ようやく自分の時間を過ごす余裕が持てる高齢期は公民館の講座に参加する世代としても、一番多い世代です。それぞれの人が公民館を利用することになったきっかけは個人の関心・楽しみ、学習意欲、生活リズム保持の一環、社会との接点・交流の機会の確保、社会貢献への意欲などさまざまです。「やりたいこと」を持っている人、高齢期をどのように過ごすのかということ課題と感じている人々にとって、公民館はニーズの充足の場となっています。

社会教育は、市民の主体性や自主性を尊重しつつ、ニーズを的確に把握し、それらをふまえながら展開していくものです。そのため自身の「やりたいこと」を掴めない高齢者とは直接的にはつながりにくいというジレンマがあり、実際に潜在的な未利用高齢者は多く存在します。公民館はそういった人々に「やりたいこと」つまり「生きがい」を発見してもらう仕組みをつくる必要があります。

現在、国立市公民館が高齢者を対象に展開している「シルバー学習室」は、参加者が同世代であるという安心感のもと、学習室参加から地域での仲間づくりを進めることにより、参加高齢者に次の活動、生きがいづくりの入り口を提供している事業として評価できます。ただ、従来の「シルバー学習室」のプログラムは、誰でも参加できるようにと体験を中心とした入門的なものが中心となっています。しかし、学習者を個別に考えると、経験、関

心、能力は一樣ではなく、体験を自分自身の生きがいにつながる活動に発展させていくには、より多彩なプログラム提供と参加及び学習意欲を高めるような支援を検討することが必要です。

その中で1つのモデルとして挙げられるのは、全国各地で展開されている「市民大学」という事業形態です。市民大学はそもそも従来の公民館講座とは別に展開されてきた事業形態であり、まだその歴史も30年程度と、比較的新しいものです。地域を広く捉えその実情とそのニーズに合わせて、広域展開することが前提にあり、地域のリーダーを育成することが明確なねらいとなっています。その運営は自治体主導のものから、参加市民が自主的にさまざまな講座を企画し、自治体から委託を受ける形で運営しているものまであります。カリキュラムとして提供される学習内容も教養講座から専門講座へと段階的な学習を提供しているもの、関心のあるものを自分の学びたいレベルに合わせて自由に選択することができるものなど、多種多様な事業展開を行っています。今後の市民向け事業を検討する際に、全国の公民館講座以外のさまざまな事例も参考にすべきです。

- i) 自身の「やりたいこと」を掴んでおらず、公民館の利用に至っていない高齢者が、「やりたいこと」を発見する場を提供する。
- ii) 学習者の「やりたいこと」の個別性に応じた支援（多彩なプログラムの提供等）を検討する。
- iii) 前項の検討にあたり、市民大学など、従来の公民館講座以外の学習形態の事例も参考にする。

③ 孤立した人々を結びつける場づくり

1960年代半ばからの核家族の増加に伴う世帯人員の少数化から始まり、高齢単身世帯の急増、社会変化によるコミュニティの希薄化などがあって、人々の孤立が社会問題となっています。特に、定年退職後の男性は、子育て期に地域とつながりを持った人もいますが、大多数は就労期には仕事に多くの時間を割かれ、地域の関係が分断されてきています。退職後初めて地域社会と向き合い、今更ながらどうしてよいか分からない人や、また仕事に疲弊してしまい社会的に孤立している人も少なくないことが否めない状況です。そういった人々の社会参加を促すことは、「②高齢者が生きがいを得られる場づくり」とも関連して、公民館の果たすべき役割であると考えます。

国立市公民館は、近年「地域活動入門」講座を開設するなどして、地域の市民活動等への参加のきっかけづくりに取り組んできたといえます。しかし、孤立傾向にある定年退職後の男性からすると、外に出るのは億劫、新たな人間関係をつくるのが難しい、恥ずかしいなど、その理由はさまざまでしょうが、なんらかの心理的ハードルがそこに存在します。それを乗り越え「出かけようか」という意欲を引き出すには、ハードルの低い、つまり参加しやすい事業企画が望まれます。例えば、講座の名称として同質性を前面に出した「男性の〇〇講座」などは、自分と同じように思っている人が参加しているかもしれない

安心感を生むことができます。それらの講座で新たな人間関係の構築を模索し、経験し、そこに楽しみや喜びを見いだすことができれば、さらなる関係づくりへの参加へと行動を発展させることが可能となります。そのためには入り口となる講座の名称もさることながら、プログラムの展開方法、またプログラム外での参加者への職員の関わりによるフォローアップが大きな効果を発揮します。

また、超高齢社会における後期高齢者の孤立化や介護問題など、同様の課題を抱える人々を共通の関心によってつなげ、支えあっていく関係をつくる取り組みも重要です。地域の認知症や要介護者になった高齢者を支えあうケアづくりの取り組み「高齢社会を支える地域の絆づくり」や家族介護者をつなぎ癒していく「介護短歌」講座など、近年国立市公民館が始めた事業を他の関係機関とのネットワークをつくりながら、さらに推進していく必要があります。

他方、同質性の高い関係づくりだけではなく、公民館内で青年層から高齢者まで世代を超えて交流する機会をつくり、そういった場に参加を促すことなども人間関係の拡大につながります。特定の市民層に限らず、誰もが利用・参加できるのが公民館の本来的な特徴です。そのメリットを活かして、これまでの公民館利用団体・利用者を軸にしながら、世代間の交流を促進する場づくりも検討する必要があります。

いずれにしても公民館には、孤立状態に陥っている人々がふみ出そうとするときの機会、場として、誰もが利用でき、安心して参加し、そこに人間生活の温かみや喜びが存在する機関であるべきであり、そのための事業を充実させなくてはなりません。

- i) 孤立傾向にある定年退職後の男性の社会参加を促すことを目的とした事業を実施する。その際、参加の心理的ハードルを下げる工夫を行う（例：講座名称のアレンジ）。
- ii) 超高齢社会における地域課題・生活課題に向き合うために、他の関係機関と連携しながら公民館事業を検討する。
- iii) 世代間交流を促進する事業を企画する。

④ 市政の課題に市民の目線で取り組む

市政の課題は、市民の生活の課題そのものであり、時々刻々と変化していきます。当然のことながら公民館での学習課題は生活課題を中心としており、それは地域の課題でもあります。市政にとっても公民館は市民の声を直接聞く場として貴重な存在のはずです、またそれを具現化する力を持った市民との接点にもなるはずです。これらを鑑み、公民館での学習内容には市民の生の声を反映させる必要があります。

その意味で、過去に取り組まれたことのある市民企画による講座を検討することも一案です。その際は、取り組まれなくなったことの経過を十分に振り返り、改善点を挙げ、そのうえで新たに企画検討すべきです。このことは「②高齢者が生きがいを得られる場づくり」で参考として挙げた市民向け事業の企画とも関連して検討することが可能です。事業に留まらず、講師派遣や情報提供のシステムづくりとしても検討することができます。

また、前記「1. 近年における環境変化 (2) 市民の暮らしの変化 ①自然環境の変化」において指摘した点、すなわち市民意識においては「国立市は自然豊かな街」として認識されているのにも関わらず、実際には「自然環境は悪化する傾向にある」事実は、市政の課題であり、市民の視点から捉えかえされるべき学習課題だと言えます。

国立市公民館では、これまでも環境やごみ問題、自然観察等をテーマにした講座を開催してきましたが、今後はさらに国立市に根差した自然や環境の課題を取り上げ、市民自身が課題解決へ取り組んでいく展開が求められます。

- i) 公民館での学習内容に市民の生の声を反映させる機会を設ける。
- ii) 国立市における自然・環境の課題をテーマにした学びの機会を拡充する。

⑤ 子どもとの接点の拡大

国立市公民館は市内に1館しかないこともあり(市立の小学校は8校、中学校は3校)、学校との接点が少なく、日常的な交流もないのが現状です。現在の子どもたちの公民館利用は市民交流ロビーでのゲーム機遊び程度であり、運用上子ども(小・中学生)だけで部屋を借りることは認められていません。子どもの学校外の活動場所としては児童館がありますが、市内3館のみです。地域の子どもが安心して遊べる、集える資源としての施設の拡充が必要であり、その一環として公民館の活用が推奨されてもよいと考えます。

公民館にとっては、子どものころから公民館を身近に感じる経験は、その子どもが若者、成人になった時に将来的な利用者となる可能性を高く秘めています。また、子ども自身にとっても地域の中で大人と安心して知り合うことのできる場ともなります。公民館に子どもが来ることは多くの親世代にも公民館の認知を広げることにもつながります。近年は不登校の子どもが増加傾向にあり、その意味でも子どもの居場所づくりとしての公民館施設利用のあり方を考える必要があります。

なお、昨今は学校教育の中でもさまざまな地域体験学習を取り入れています。そういった学習において地域資源と学校・子どもをつなぐコーディネーター的役割は、その特性上公民館及び公民館職員が担うことが可能なはずで

また、公民館が直接子どもへの事業を進めるというだけでなく、そういう課題について考える市民を育てる役割も重要です。これは「①若者の悩みに答える場づくり」の提案v)若者支援者の育成と同様であり、あらゆる世代から募り、子ども支援者を育成することも併せて検討の余地があります。

- i) 子ども(小・中学生)の居場所づくりの一環として、公民館の施設活用の可能性を検討する。
- ii) 学校教育の地域体験学習において地域資源と学校・子どもをつなぐ役割を公民館職員が担う。
- iii) 地域における子ども支援者を育成する事業を検討する。

⑥ 災害への対応

東日本大震災発生時、国立市公民館は帰宅困難者の一時避難所として機能し、また発生後数日間は外国人の相談窓口を国際交流関係のボランティア団体中心に開設するなど、災害対応の役割を果たしました。こうした経験を踏まえ、災害に対して常に、1) 初期対応、2) 避難場所、3) 避難の仕方、4) 必要な物品、5) 関わる人員とその配置などを十分に計画し、準備しておくことが大切です。

言うまでもなく、そのことを日ごろから地域の方に周知徹底し、理解してもらう必要があります。特に、日本語の理解に困難を抱える外国の方や行動が制限されるために支援が必要な方などには事前に災害時に対する行動を知らせておくことが求められ、さらに実際に訓練などを通して理解してもらうことが大切です。

これらの点について、国立市公民館では 2009 年から活動を続けている KUNIBO（くにたち地域外国人のための防災連絡会）が日本語の理解に困難を抱える外国人のための防災マニュアルを作成して災害時に対応できるように支援しています。さらにさまざまなしょうがいを持っている方に対しても災害時における対応の仕方を理解してもらい、公民館における防災避難体験などを実施することを通して、市民が社会的弱者への理解を深めながら、災害時の行動を確認していく必要があります。

- i) 防災の計画・準備について、日ごろから市民に周知徹底し、理解してもらうよう働きかける。
- ii) 日本語の理解に困難を抱える外国人やしょうがいを持っている方の防災への理解を支援する。
- iii) 市民が社会的弱者への理解を深めながら災害時の行動を確認できる防災避難体験などのイベントを実施する。

(2) 時代は変わっても、変わらない課題への対応

次に、国立市公民館の従来からの課題とその対応に関する今日的な発展のさせ方についてです。

公民館は社会教育の中核として、学ぶことを基本に人格の形成と主権者たる市民による民主的な地域自治の発展に寄与してきました。国立市公民館でも創設以来、市民が自由に集い、学ぶ活動の拠点として、また人と人が出会い、つながり、活動が広がる場としてその役割を果たしてきました。

例えば、女性問題学習の関わりから生まれた保育室での学びあい、そしてしょうがいを持っている方でも隔てることなく共に生きる学習へと発展してきた青年室でのたまり場活動、それらには連綿とした市民の思いが表れています。

また、「現代教養講座」「市民大学講座」「教育・子ども」「地方自治講座」「人権・平和」「市民大学セミナー」「戦争を知らない世代の歴史講座」など、いままで行ってきた事業は、大学でもなかなか学べない深い内容で、そこで培われた市民意識は国立の文化ともなって

います。

さらには、公民館主催の事業にとどまらず、学習サークルや地域文化に寄与するグループ活動といった公民館を利用して行う市民の自主的な学習活動も取り組まれてきました。また、公民館は会場を無料で貸し出すだけでなく、「公民館だより」のひろば欄や会場利用調整会などでサークルやグループをさまざまに支援すること自体を重要な事業として位置づけてきました。

ユネスコ学習権宣言（1985年）は、「学ぶことはすべての人にとって権利であり、人間の生存にとって不可欠な手段である。学習することなくして、人間的発達はあり得ず、働く人たちの生活の向上もないであろう。学習することは人びとをなりゆきまかせの客体から、自ら歴史をつくる主体に変えていくものである。学ぶことは基本的人権の一つで普遍的である」とうたっています。「無料の原則」を軸にして、誰もが自由な学びの機会を得る条件整備を行うことが公民館の基本的な役割であることは、再度確認をしておきたいと思えます。

国立市公民館が開設された1950年代後半に比べ、現在は高等教育が受けやすく、またいろいろに学ぶ機会やプログラムが増えています。しかし、その中でも、不安や暮らしにくさを感じ、地域にも信頼というものが希薄になりつつあるという現実があります。むしろ今日、私たちの社会は選別や序列化、格差や貧困、地域社会の崩壊など、かつてに比べ、さまざまな問題を抱えるようになってきました。従来はそれらの問題の原因の究明や解決の方法などを、真理の探究の学府としての大学が研究・教育してきました。しかし近年、大学教育は危機が叫ばれている状況にあります。公民館は、市民が生活の中から実際の問題を洗い出し、みんなと共に考え、実践していく拠点として、これまで以上に系統的・継続的な学習が求められているとも言えます。

前記「3. 国立市公民館の課題（2）時代が変わっても変わらない課題」では、第26期公運審の答申をもとに、次の4つを掲げました。

- ①市民の学習意欲に応える（政治・経済・社会等のさまざまな問題の本質を探る）
- ②市民の主権者としての意識、力量の形成に貢献する
- ③地域文化の育成に取り組む
- ④市民活動を支援する

そこで、以下ではこれらの視点に基づいて、引き継ぐべき公民館事業の課題を整理していきます。

① 市民の学習意欲に応える（政治・経済・社会等のさまざまな問題の本質を探る）

現在、世界には地球温暖化をはじめとするさまざまな問題があります。また、世界各地で紛争が多発しています。そしてそれら問題や紛争がすぐに私たちの市民生活にも影響を及ぼすなど、問題はグローバル化しています。若者のひきこもりや高齢者の孤立、少子化など身近な問題だけではなく、集団的自衛権、沖縄問題やアジア諸国とのさまざまな軋

の問題、情報管理の問題や財政、社会保障の問題、さらには労働問題、原発の問題、TPPの問題などもあります。それら数多くの問題に対して、その事柄の本質を正しく分析し、私たちはどう考え行動していったらよいのか、これから先の道筋を学ぶ必要があります。

具体的には、これら時々の重要な問題を取り上げ、その本質に迫る時事問題講座を定期的を開催することが要請されています。市民の声を丁寧にくみ取りながら、時事にあったものを開催することが必要です。そして、優れた講座を開くには、テーマの選定・講師の人選なども含め、公民館職員の力量やネットワークの力も大切で、その力を養っていく研修も大切な課題です。

i) 時々の重要な問題を取り上げ、その本質に迫る「時事問題講座」を定期的を開催する。

② 市民の主権者としての意識、力量の形成に貢献する

主権者のあり方が政治のあり方を決める仕組みの日本では、一人ひとりが主権者としての意識をもち、ものごとを正しく判断して行動する力を持つことが求められています。

その主権者としての市民意識を高めるために、国立市公民館では人間の尊厳が最も大切であるという人権について、また国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、生存できる状態の平和について学び、さらにそれらを保障している憲法の大切さを学習する講座を開き、学び合うことにより個人的、集団的力量を高め、地域自治に貢献してきました。しかし、時代や世代が変わっても、依然として人格をおとしめるような差別や生存を脅かすような困難な状態がある社会状況の中では、一人ひとりが成り行きまかせの客体から、自ら考え学ぶことによって歴史をつくっていく主体に変わる意識がますます必要とされています。

具体的には、これまで国立市公民館が事業の柱として重視してきた人権・平和・憲法に関わる講座を、主権者の意識と力量の形成のために、今後も続けていく必要があります。さらに、主権者として主体的に関われる市政について、個人の尊厳がないがしろにされていることはないか、困っていて生きにくいことはないかなど、身近な生活の中を点検し、みんなで考える討論型の講座で地域自治について学んで関わっていく力量を深めていくことが大切です。

i) 主権者の意識と力量の形成のため、人権・平和・憲法に関わる講座を継続する。

ii) 地域自治について学び、関わる力量を深めるため、みんなで考える討論型の講座を企画する。

③ 地域文化の育成に取り組む

さまざまな世代の市民が日常の活動を通して豊かな文化創造の主体となっています。自分の考えたこと、感じたことを表現し、観賞することは、お互いに理解し合い、つながり合うことへと発展します。その拠り所として国立市公民館では、くにたち市民文化祭を開催してきました。その中では、さまざまな団体が一緒に発表し合うなかで交流が進み、幅

広い考えや感じ方ができ、信頼や共生のコミュニティが広がってきています。今後さらに積極的により多くの参加団体を募り活性化を図る努力を続けるべきです。

また、くにたちアートビエンナーレのような他機関主催の文化的催しと連携し、街中で開催することは多様な価値観、感じ方で表現豊かな文化祭になり、国立の文化の醸成に大きく貢献するとともに、さらに交流の輪が広がると期待できます。

また、国立市に公民館は 1 館しかなく、南や北の地域からは高齢者にとって足を運びにくい不便さがあります。そこで南市民プラザ、北福祉館などのロビースペースを利用して講座・各団体の作品、グループの紹介などの展示事業を展開して公民館活動に触れてもらい、学ぶ機会にしてもらうことが大切です。

- i) くにたち市民文化祭について、今後より多くの参加団体を募り、活性化を図る努力を続ける。
- ii) くにたちアートビエンナーレのような他機関主催の文化的催しと連携して、街中で開催する。
- iii) 他の公共施設のスペースで、講座・各団体の作品、グループ紹介などの展示事業を展開する。

④ 市民活動を支援する

市民活動支援は公民館の重要な役割の一つです。国立市公民館が市民活動支援を事業として取り組むことにより、市民活動にとって学ぶということが身近になり、活動する上で学ぶことの重要性に気付いたり、学習に参加することで活動の視野を広げたり質を高めることができます。

国立市公民館図書室では、開室以来、地域の住民の運動の中で生まれた刊行物や記録資料を収集して保存しています。また、多摩地域関係の資料も、ここにしかないという貴重な文献、パンフレットなどもその性質上貸し出すことはできませんが、所蔵・常設展示しています。

第 28 期公運審は、答申「公民館図書室の管理・運営について」（2011 年 12 月）の中で地域資料について次の通り提言しました。

地域資料を初めて利用する市民のみならず専門家や学生がもっと利用しやすくするためには、整理が必要です。具体的には 1) 展示していない公民館所蔵のものも含めてインデックスをつける。2) 展示は基本的には利用しやすい開架式とする。ただし古い貴重な資料、痛みやすいものについては別途の扱いにする。3) 中央図書館、郷土文化館と連携し、地域資料について各々の所蔵の範囲と役割、分担を明確にする。

以上の提言を受けて、現在、国立市公民館は、中央図書館、郷土文化館と連携し、公民館はまちづくり等に関する市民活動資料、中央図書館は多摩地域の行政関係の資料類、郷

土文化館は歴史資料・郷土資料として、社会教育機関で分担をして所蔵・閲覧できるよう作業を進めているところです。

今後の課題としてインデックスの作成や分類、整理など、そして市民に未収集の地域資料の提供を呼び掛け、公民館をはじめ市内社会教育機関が連携して市民活動や地域資料の充実を図るなど、市民が学習・活動しやすいように支援することが求められています。

- i) 市内社会教育機関が連携して、市民活動や地域資料の充実を図る。
- ii) 未収集の地域資料の提供を市民団体や関係機関等に呼び掛ける。

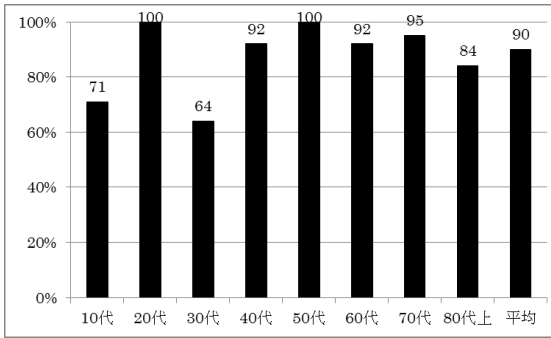
(3) 情報化社会への取り組み

国立市公民館が、真の意味での国立市民の公民館となるためには、情報収集・企画・発信・実行・評価考察のサイクルで、たえず市民・利用者とのコミュニケーションをとり、情報の提供とともに市民との情報の共有化を図っていかなければなりません。これまで国立市公民館は、情報の受信面では、市民・利用者の代表とも言うべき公運審の意見を聞き、また直接、間接的に市民の声を聞くなどの努力を行っています。

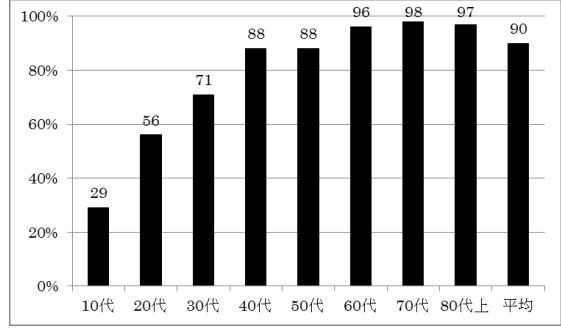
また、情報の伝達手段については、広報紙として毎月発行の「公民館だより」(2013年度41,260部/月)を月の始めに全戸配布し、公共施設、駅などに置いています。講座案内のチラシの関連施設での配布や市内掲示板へのポスター掲示なども定期的を実施しています。また、市民の学習のコミュニケーション媒体として、「図書室月報」(毎月700部発行・市内各所で配布)を発行しています。インターネットでは公民館のホームページを設けて、講座予定や「公民館だより」などを公開しています。その他適宜、郵送、電話で過去参加者に個別連絡するなど、幅広く周知を図っています。

しかし、情報化社会の技術進展はめざましく、日々の整備改善・体制強化が必要です。また、数多くの情報が氾濫する中で、公民館の情報が見落とされる可能性も高まっています。こうした状況を受けて、アナログ、紙媒体の特徴を活かしながら情報受信・発信を充実させる施策とともに、新しいメディアを利用した情報の受信・発信を充実させ、多数の市民に浸透する継続的な活動の推進を図っていくべきです。

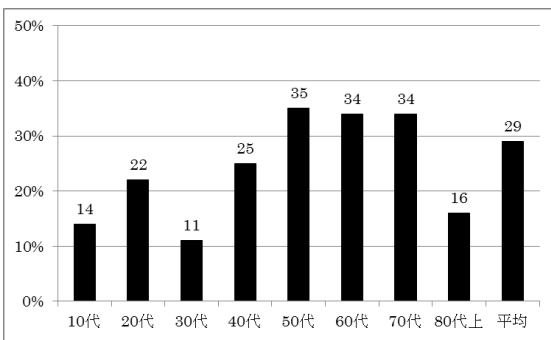
次の図表14～17は、第27期公運審によるアンケート結果(2009年10月)の設問から公民館認知などに関する事項を年代別にグラフで表示したものです(有効回答数は451名。回答した人には公民館の利用者が多く含まれているため、実態はこの数値よりかなり下回っていると思われます)。



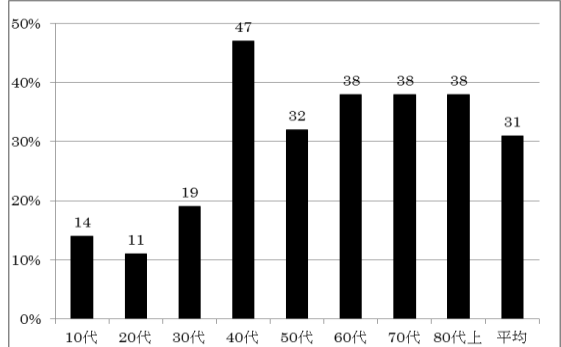
図表 14 公民館の場所を知っている人



図表 15 「公民館だより」を知っている人

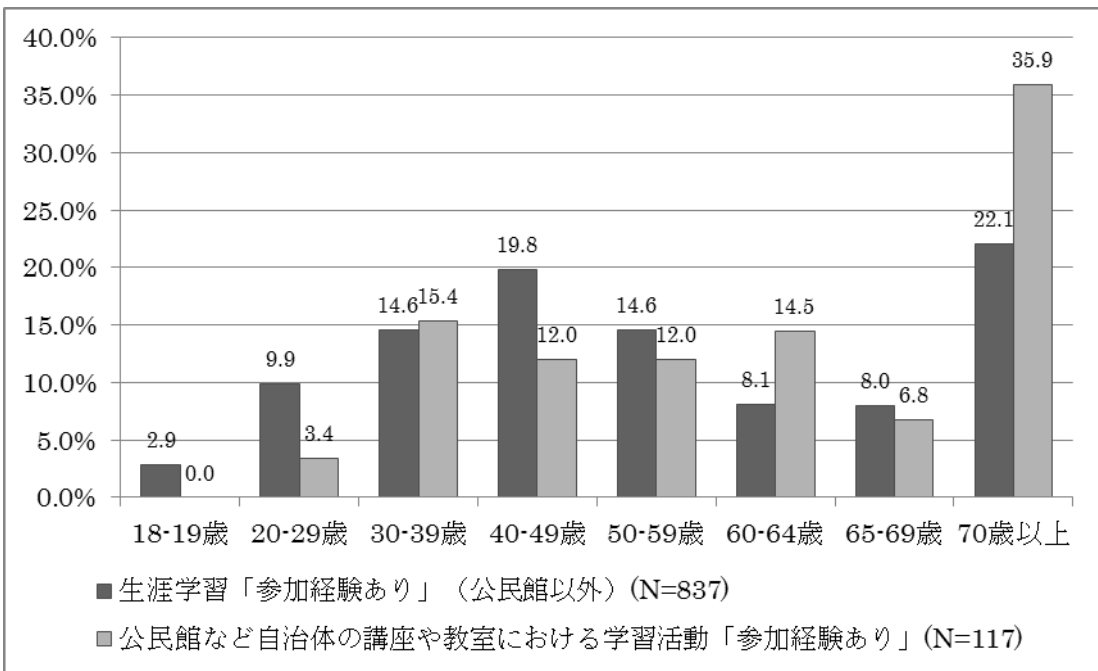


図表 16 公民館会場利用の経験がある人



図表 17 事業参加の経験がある人

次の図表 18 は第 14 回国立市市政世論調査報告書（2010 年 3 月）を再集計し、公民館などの学習体験についてグラフで表示したものです。



図表 18 生涯学習や講座参加経験について

以上 2 つの調査から、公民館の認知度や利用状況について、世代毎の大きな相違が見られます。世代別、あるいは学生、勤労者、退職者、高齢者などの別に情報提供のあり方について対応を検討することが必要です。

学生や若い世代は携帯電話やインターネットから情報を得ることが多く、情報の迅速な展開が可能となるソーシャルメディアを利用することは有力な手段と思われます。

本項では、市民と公民館の双方性のコミュニケーションのさらなる充実を目指したあり方について、以下の項目に整理して提言します。

①情報の受信

②情報の発信

- 1) 公民館の存在、活動の顕在化
- 2) ソーシャルメディアの普及状況に対応した公民館情報の発信・共有の推進
- 3) 「公民館だより」の充実
- 4) 講座の記録と公開

① 情報の受信

公民館事業の企画・運営に関して、国立市公民館では、講座毎の意見回収や投稿などで利用者の声を取り上げ、公民館と市民が一体となった活動を日々行っています。今後は、こうした活動を積極的に推進するために、市民との意見交流会や市民参加による講座企画などの実施を検討すべきです。

市民・利用者の意見を聞くという点では公運審の存在も大きなものです。公運審委員は、学識経験者 2 名、学校関係者 1 名、家庭教育関係者 1 名、市民グループから 11 名、計 15 名で構成されています。公運審委員の選出方法について、第 28 期公運審報告「公民館の運営審議会のあり方について」（2012 年 10 月）において、委嘱する委員の幅、選考過程の透明性、公募の是非などを検討することが提案されています。

今後は、公民館の受信能力を一段と強めるという意味で、以下の 2 点を提言します。

- i) 市民・利用者と適宜、意見交流する場を設け、公民館運営や主催事業に反映させる。
- ii) 公運審委員の公募の是非について公運審で検討するよう諮問する。

② 情報の発信

1) 公民館の存在、活動の顕在化

国立市公民館が広く利用され、グループ活動をより発展させるために、公民館の存在と役割の認知度をさらに上げ、活動を知ってもらうことが望まれます。より多くの人々が気軽に利用できるよう継続的工夫展開を図ることが必要です。

国立市公民館は 1955 年開設以来、現在地にありますが、今でもなお、場所がわからないとの市民の声が多々あります。公民館に行こうとしても、看板が古く目立たないため、見過ごし通り過ぎる人も多数いるようです。

また、公民館が何をやっているのかわからない、会議室の予約方法がわからない、などの声もあります。

主催事業においても講座に関連する組織、学校、商工会、自治会へ働きかけ、共有化できるように盛り上げる展開を図ることが必要です。

新聞社やケーブルテレビなどのマスコミに活動情報を適宜提供し、活動内容を知ってもらうことも有効な手段です。

公民館の活動内容を理解し、幅広い参加を促すために以下のことを提言します。

- i) 公民館の建物がすぐわかるサイン（看板）などを工夫・改善する。
- ii) 「公民館だより」に、公民館の所在地図を掲載する回数を増やす。
- iii) 公民館活動紹介ビデオを作成し、適宜貸し出す。動画をホームページでも見られるようにする。
- iv) 公民館活動の目的、利用方法、地図などを記載した手引き書を作成する。
- v) 講座について、関連する組織と適宜交流会を設け、活動の共有化を図る。
- vi) 講座などの催しの実施情報を適宜、新聞社やケーブルテレビ等に提供・発信する。

2) ソーシャルメディアの普及状況に対応した公民館情報の発信・共有の推進

国立市のソーシャルメディアの活用状況をみますと、2014年4月現在、「ライン」ならびに「ツイッター」の公式アカウントを開設しており、行政情報を都度、提供しています。また、「フェイスブック」については、「くにたち未来寄附（ふるさと納税）」に限定した情報発信をフェイスブックページと呼ばれるしくみを利用して行っています。

このように行政における先行の活用事例もあることから、今後、公民館においても講座や催しの情報発信について、現行の市のホームページによる方法のみならず、ソーシャルメディアの中でも最も利用率の高い「フェイスブック」（フェイスブックページならびにシェアと呼ばれるしくみ）を用いた「情報共有」を行っていくことが望まれます。その際には、「フェイスブック」を活用する上でのリスク、実施体制、運用コストなどについても考慮し、行政の行う情報発信・情報共有として適切なアプローチを採ることが求められます。

については、ソーシャルメディアの活用推進として以下のことを提言します。

- i) 「フェイスブック」を活用し、公民館の講座や催しについての継続的な情報発信・情報共有を積極的に図る。

3) 「公民館だより」の充実

「公民館だより」は、発刊以来 650号（2014年4月現在）を数え、自立した編集のもと、定期刊行物として統合された連続性・系統性をもった公民館活動の顔として歴史を重ねてきました。限られた紙面に、講座内容案内・実施報告、参加者の声、市民グループの活動紹介・会員募集などが豊富に盛り込まれています。公民館の意欲的な活動が生き生きと俯瞰され、近郊の公民館の広報紙と比べて、充実しており、対外的にも注目されています。

また、ほとんどの講座は募集定員を超え、広報としての役目は十分果たし、公民館に関心を寄せている市民にとっては要望に応じていると言えます。

しかし、公民館の講座参加や公民館の認知度については、年代別の偏りもあり、40歳代以下への浸透が低いようです。公民館活動を知らないために、講座参加の機会を逸している人もまだまだ多数いると思われ、いかに関心を寄せられるようにするか、たえず工夫改善しなければならない課題です。

「公民館だより」の企画・編集は、職員が行っていますが、市民グループから選ばれたボランティア5名と公運審委員からの選出3名、計8名の委員によって構成される「公民館だより」編集研究委員会の活動も重要です。毎月発行前の「公民館だより」決定稿について、8人の「公民館だより」編集研究委員会の委員が職員と評価討議を行い、内容、字句の使い方、読みやすさなど、改善施策を提案し、以降の編集に反映させています。また、紙面の市民グループの活動紹介は、「公民館だより」編集研究委員自身が取材し、記事を作成しており、高い評価と期待の声が寄せられています。こうした活動のために、「公民館だより」編集研究委員会では、任期2年のはじめの頃に編集等の内容で研修も行っています。

これまでの「公民館だより」の水準を保ちながら、さらに、リピーター以外の潜在利用者の関心をひきつけるよう、市民目線に立ち、「より多くの市民」に「よりよく読んでもらう」ことを目指した紙面作りのために以下のことを提言します。

- i)ライター、デザイナーなど、専門家に協力を呼びかけ、担当職員、「公民館だより」編集研究委員会委員の勉強の機会を充実させる。
- ii)紙面のカラー化と文字を大きくすることについて、「公民館だより」編集研究委員会で検討する。
- iii)「公民館だより」編集研究委員会委員の公募の是非について検討する。

4) 講座の記録と公開

実施した講座は、適宜内容詳細を「公民館だより」に記録し、参加者の感想も載せています。

講座を出席した人のものだけにせず、市民の共有財産としての記録化に向けて、以下のことを提言します。

- i) 講座配布資料をファイル化し、閲覧可能にする。
- ii) 講座への参加が難しい人向けに講座のビデオを作成し、インターネットなどで公開する。

5. 公民館事業拡充の前提としての条件整備

以上、「現代の地域社会に求められる公民館の事業について」考えるにあたって、この答申では、最初に、国立市公民館を取り巻く状況について整理しておきました（1. 近年に

における環境変化、2. 国立市の課題、3. 国立市公民館の課題)。

そして、そのうえで、これからの国立市公民館の事業はどうあるべきか、私たちの考えを、本論としてまとめました(4. いかなる事業を、いかに展開していくか)。そこでは、いくつかの具体的提言も試みています。私たちは、国立市公民館が、今後、これら提言について十分に検討され、順次、実施に移されることを期待しています。

ただし、本答申に述べたような「現代の地域社会に求められる公民館事業」を、国立市公民館が展開するにあたっては、現在の国立市公民館体制では困難なところが多々あります。そこで最後に、国立市公民館が以上で述べた「現代の地域社会に求められる公民館事業」を十二分に実施するための条件整備について付言しておきます。

(1) 公民館の増設

国立市公民館(当初は国立町立公民館)が開館された当時、町の人口はおよそ1万5,000人でした。現在、市の人口はおよそ7万4,000人となっており、開館時に比べ5倍近くに増えていますが、市内の公民館数は依然として1館だけです。

こうした人口増に加え、公民館から見て遠隔地に居住している市民が多くなっている、高齢化が進み、遠出するのが困難な市民が増えている、などという問題もあります。国立市公民館が、国立市民の期待に応え、その役割を果たしていくためには、何よりもまず、公民館の増設が必要です。

なお、公民館の増設の必要性については、下記の通り、40年以上も前から、歴代の公運審が「答申」あるいは「要望書」などで説いてきたところです。

- ・1968年12月、第7期公運審「答申・国立市におけるあるべき公民館施設とその配置について」(必要最低限3館)
- ・1973年3月、第9期公運審「答申・国立市公民館のあるべき姿とその配置について」(将来人口8~10万人と想定、2万人あたり1館、必要数5館)
- ・1976年11月、第11期公運審「答申・国立市公民館改築について」(付帯条件として、公民館並列館が5館必要、早急に地区館増設を)
- ・1986年2月、第15期公運審「公民館増設に関する意見書」(とりあえず、2館増設を)
- ・1990年4月、第17期公運審「提言」(5館並列をふまえたうえで、とりあえず早急に2館を)
- ・1992年9月、第18期公運審「公民館増館についての要望書」(早急な2館増設の実現を)
- ・1994年5月、第19期公運審「要望書」(公民館の新設2館、北と南に)
- ・1995年6月、第20期公運審「要望書」(第1歩として、取り急ぎ南と北に1館ずつ)
- ・1996年11月、第21期公運審「公民館設置の要望書」(前年に同じ)
- ・2006年6月、第25期公運審「職員、施設についての提言」(少なくとも3館は必要)
- ・2010年10月、第27期公運審「答申・国立市社会教育の中核としての公民館の基本的あ

り方（計画）」（最低限 3 館以上、当面は南部地域に現在の公民館と少なくとも同等規模の施設の増館を）

なお、国立市社会教育委員の会も、1976 年の「答申」で「公民館 5 館並列館」の必要性を説き、また、1991 年の「答申」では、「地域的な学習環境の格差を解消し、市民の学習を等しくするための方策として、我々は現在の公民館と同様の機能を持つ施設が早急に 2 館設置されることを要望する。その配置は、北地域と南部地域に各 1 館が適当と考える」とふみ込んで述べています。

公民館の果たすべき役割が増大している今こそ、公民館を増設すべきです。近年の公運審の答申や要望書にあるように、少なくともあと 2 館（北と南地域に各 1 館）の増設をすみやかに行うべきです。

- i) 公民館を北地域・南地域へ増設する。

（2）職員の増員、専門性の強化

公民館運営における公民館職員の果たすべき役割の大きさ、重要性については、ここに改めて指摘するまでもありません。歴代の公運審が、その答申等において繰り返し指摘してきたところでもあります。

公民館がどんな事業を実施すべきか、それを判断し、企画し、実現させるのは公民館職員です。優れた事業を多数企画し、実現させるためには、優れた公民館職員が多数必要です。公民館職員には、第一に広い視野に立ち、絶えず社会の状況に目を凝らして、必要な事業を的確に析出していく能力、第二に市民・利用者の要望をきちんと把握する努力や能力、第三にそうした判断、要望に基づき、それを適切に事業化していく能力、などが求められています。国立市公民館のこれまでの活動が、全国から高く評価されてきたことの背景の 1 つに、すぐれた職員を多数擁していたことがあるのは疑えないところでしょう。

しかし、職員体制という点で見ますと、国立市公民館は現在、多くの問題を抱えています。まず、①ここ数年、経験を積んだ職員が相次いで定年を迎え、職員の平均経験年数が大幅に短くなっている、②正職員が削減され、非正規の職員に代替されている、③個々の職員が処理すべき仕事量が増えていて、専門性を高める研修や社会教育主事講習などに使える時間が少なくなっている、などです。国立市公民館がその役割をきちんと果たしていくためには、職員体制を充実させることが必要です。

具体的には、以下の対応が求められます。

- i) 新規事業の実施に対応した職員数の増員を図る。
- ii) 資質、熱意のある職員に相当年数の公民館事業の運営経験を積ませる。
- iii) 職員の研修体制を充実させる。

おわりに—公民館の基本姿勢のあり方—

国立市公民館が、現代社会から、とりわけ地域社会から要請されている多くの課題に応えるために、また、本答申で提起したさまざまな事業を企画・実施していくうえで、どのような姿勢で臨むべきでしょうか。

以下、念のために、今日の状況をふまえて公民館事業を推進していく上で基礎となる重要な視点を3点指摘しておきます。

- i) 市民の存在形態、意識は多様化しているため、多様な市民層が抱えるさまざまな問題に目配りして考えること。
- ii) 社会的格差が拡大している状況をふまえ、常に社会的・経済的弱者の立場に立って考えること。
- iii) とりわけ、外国人や非識字者、その他デジタル・ディバイドなどの問題をふまえ、情報弱者の立場に立って考えること。

もちろん、こうした姿勢は、国立市公民館がこれまでも大切にし、今も大切にして実践している姿勢です。これまでの事業の展開に、その一例を見ることができる姿勢でもあります。

国立市公民館が、これからもこうした基本的姿勢を堅持し、今後とも現代社会の要請に適切に応えていく公民館であり続けることを期待したいと思います。

—了—